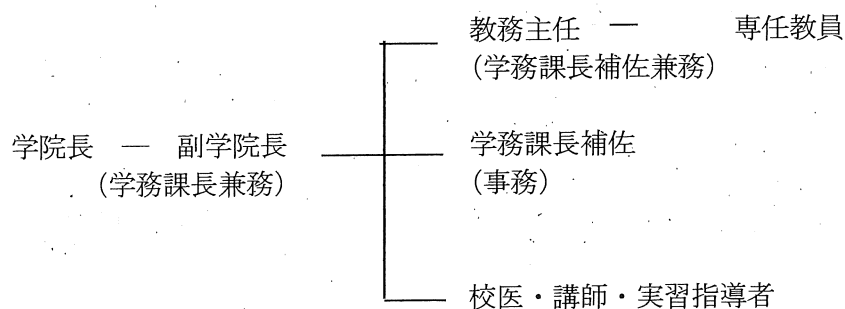


# 設 置 基 準

- 1) 設置主体 釧路市
- 2) 名 称 釧路市立高等看護学院
- 3) 所 在 地 釧路市春湖台1番18号
- 4) 学 則
- (1) 入学資格 学校教育法第90条に該当する者
  - (2) 修業年限 3年
  - (3) 定 員 1学年30名(総数90名)
  - (4) 学 年 4月1日～翌年3月31日
  - (5) 学 期 2期 前期 4月1日～ 9月30日  
後期 10月1日～翌年3月31日
  - (6) 休 業 日 ①土曜日 日曜日  
②国民の祝日に関する法律に規定する休日  
③学院記念日(5月1日)  
④春季休業日(3週間)  
⑤夏季休業日(4週間)  
⑥冬季休業日(4週間)  
⑦その他、特に休業日とすることが必要であると認める日
  - (7) 授業時間 1講 — 45分(1時間)  
1日 — 8講以内  
1週 — 30時間以内

始 業	9:00	～	終 業	17:00
1 講	9:00	～		9:45
2 講	9:55	～		10:40
3 講	10:50	～		11:35
4 講	11:45	～		12:30
5 講	13:30	～		14:15
6 講	14:25	～		15:10
7 講	15:20	～		16:05
8 講	16:15	～		17:00

## (8) 学院運営組織図



# 沿革

## — 沿革と概要 —

- 昭和 11 年 4 月 市立釧路病院附属看護婦養成所開設 (卒業生 13 名)
- 昭和 13 年 5 月 市立釧路病院附属乙種看護婦養成所開設  
所在地 釧路市幣舞町 10 番地 養成所所長 滝本庄蔵
- 昭和 26 年 11 月 市立釧路病院火災で校舎焼失、生徒は分院で学ぶ (本院 大町 4 丁目付近第一分院 富士見 3 丁目現富士見交番裏 第二分院 北大通り 5 丁目)
- 昭和 28 年 3 月 市立釧路病院附属乙種看護婦養成所閉所
- 昭和 28 年 4 月 市立釧路病院附属准看護婦養成所開設 第 1 期生 19 名入所  
養成所所長 玉真俊雄 教務主任 菅原ゆき
- 昭和 43 年 3 月 24 日 保健婦助産婦看護婦法第 28 条第 2 項の規定による看護婦養成所として指定される
- 昭和 43 年 4 月 釧路市立高等看護学院看護婦 2 年課程開設 (定員 30 名)  
第 1 期生 21 名入学  
所在地 釧路市幣舞町 10 番地 市立釧路総合病院 B 棟に併設  
学院長 本田迪康 副学院長 広瀬正雄  
事務長 名畑正二 教務主任 高橋京子 (鍵本)
- 昭和 43 年 11 月 釧路市立高等看護学院 2 年課程 (各種学校) 認可される。(学校教育法第 83 条第 3 項の規定)
- 昭和 59 年 3 月 市立釧路総合病院附属准看護婦養成所閉所 (卒業総数 571 名)
- 昭和 59 年 9 月 釧路市春湖台 1 番 18 号に校舎新築移転
- 昭和 60 年 1 月 3 年課程認可 (昭和 60 年 1 月 26 日)
- 昭和 60 年 4 月 釧路市立高等看護学院看護婦 3 年課程開設 (各種学校 定員 30 名)  
第 1 期生 30 名入学  
学院長 本田迪康 副学院長 渡辺正二  
事務長 佐藤 宏 教務主任 鍵本京子  
※組織改革 市役所市民部健康管理課高等看護学院となる (予防係の一施設として位置付け) (それまでは市立病院看護課)
- 昭和 62 年 3 月 看護婦養成 2 年課程第 18 期生 28 名の卒業を以て閉科 (2 年課程指定取り消し 卒業総数 407 名)
- 昭和 63 年 4 月 第 2 代学院長 伊藤勇市就任
- 平成 2 年 4 月 カリキュラム改正 (平成 2 年 4 月入学 第 6 期生から実施)  
第 3 代学院長 川村幸次郎就任
- 平成 3 年 4 月 第 4 代学院長 谷藤順士就任
- 平成 7 年 2 月 学校教育法第 82 条の 8 項の規定による専修学校認可 (平成 7 年 2 月 23 日)
- 平成 7 年 4 月 校歌完成 (作詞 佐藤義雄氏 作曲 鹿内 直氏) 11 期生入学式で披露する
- 平成 7 年 11 月 3 年課程 10 周年を節目として記念誌発刊
- 平成 8 年 9 月 保健婦助産婦看護婦学校養成指定規定の一部改正する省令が公布
- 平成 9 年 4 月 カリキュラム改正 (平成 9 年入学 13 期生から実施)
- 平成 9 年 8 月 カリキュラム改正に伴い 3 年計画で学内の改築開始  
平成 9 年度在宅看護実習室・ゼミナール室設置
- 平成 10 年 4 月 専任教員 8 名 (厚生省指定)  
※組織改革 市役所保健福祉部健康推進課高等看護学院となる
- 平成 10 年 10 月 釧路市立高等看護学院創立 30 周年記念事業実施  
記念式典 (平成 10 年 10 月 31 日)  
記念講演・記念誌発刊 情報科学実習室設置
- 平成 11 年 10 月 学生寮廃止し、物品庫・書庫・学生更衣室に改造
- 平成 14 年 4 月 ※組織改革 保健福祉部高等看護学院となる (課に昇格)
- 平成 15 年 4 月 第 5 代学院長 吉田豊就任
- 平成 18 年 4 月 ※組織改革 こども保健部高等看護学院課となる
- 平成 21 年 4 月 カリキュラム改正 (平成 21 年入学 25 期生から実施)
- 平成 22 年 4 月 ※組織改革 市立釧路総合病院高等看護学院課となる
- 平成 23 年 4 月 第 6 代学院長 飯塚桂司就任
- 平成 29 年 4 月 第 7 代学院長 米澤和彦就任
- 平成 31 年 4 月 第 8 代学院長 足立憲昭就任
- 令和 2 年 4 月 新校舎移転
- 令和 4 年 4 月 カリキュラム改正 (令和 4 年度入学 38 期生から実施)
- 令和 5 年 4 月 第 9 代学院長 今泉俊雄就任

釧路市立高等看護学院校歌

作詞 佐藤 義雄  
作曲 鹿内 直

いた の 一 ちか なで る ミ ズ ー バ ショー  
 た い へ い よ う の し タ お ー の か ー  
 せ つ げ ん を ま う ャン ー チ ョウ

ウ との し し つ げ ん さ ん ー か よ み ー が え  
 の し き よ ら な す が ー た む る ー と り ひ

り こ め かんごを めざす ステージに たーてる ひとみに  
 めぐみの おかに はぐくまれ ナー ス キャップの  
 とうとき いのち ささえあう みとりの ひーびに

ひかりあ りとも に はげも う あ あ ー しゅんこだ  
 ほこりも ちうけつ き ゆこ ー う  
 かかるに じあす を めざそ う

い ま な び ー の そ の ー に の ち さ ぞ か ー み あ  
 か か ー え あ

れれれ

三、 二、 一、

学あ明み尊清雪  
 びあ日とらき原を  
 のあをののいなを  
 園春をのの姿を舞  
 に湖めのののちのう  
 に台そ日ののちの胸  
 栄えあそ日ののちの胸  
 れえあそ日ののちの胸  
 れえあそ日ののちの胸

学あ受ナ恵四太  
 びあけスみの季洋の  
 のあ継スのの織の潮  
 園春ぎスのの丘に織り  
 に湖ゆキのの丘に織り  
 に台こッのの丘に織り  
 誓いあはははははは  
 れあはははははははは  
 れあはははははははは

学あとも立看湿いの  
 びあもてる護原のち奏  
 のあにるを讃歌を奏  
 園励るをををををを  
 に春もひをををををを  
 に湖もうとととととと  
 台望みあにににににに  
 望みあにににににに  
 れあにににににに  
 れあにににににに

校 歌 1995年（平成7年）3月、3年課程10周年を記念してつくり、同年4月11日、  
 第11期生入学式で披露した。

# 釧路市立高等看護学院教育目的・目標

## 理 念

科学的思考を基盤とした看護の実践力、保健・医療・福祉全般にわたる広い視野、豊かな人間性を備えた人材を育成する。

## 教育目的・目標

### 1. 教育目的

看護師として必要な知識及び技術を習得し、豊かな人間性と倫理観を養い、専門職業人としての自覚と責任を持ち、地域医療の充実に貢献し得る看護師を育成する。

### 2. 教育目標

- 1) 看護の対象である人間を多面的に把握し、統合的に理解できる能力を養う。
- 2) 人間のライフサイクルにおける健康の意義を理解し、あらゆる健康のレベルに対応できる能力を養う。
- 3) 看護の基礎的知識、技術を習得し、看護職としての基本的態度を身につける。
- 4) 保健・医療・福祉の概念を理解し、チーム医療における看護の役割と責任を果たせる能力を養う。
- 5) 専門職業人として主体的に学習を継続し、研究的態度を養う。

## 学年到達目標

### 1 学年

1. 健康的な生活習慣を確立する。
2. 問題意識をもって、ものごとを考えられる。
3. 自主的に学ぶ姿勢と感性を養う。
4. 看護概念及び基礎的看護技術を習得する。
5. 研究の基礎を学ぶ。

### 2 学年

1. 保健・医療・福祉を取り巻く社会状況に関心をもつことができる。
2. 医療従事者としての自覚をもち、相手の人格を尊重したかかわりができる。
3. 看護の対象を理解し、基本的な看護過程の展開ができる。
4. 看護研究を展開できる。

### 3 学年

1. 自己の看護観を明らかにし、看護者としての姿勢を確立する。
2. 看護の責任を果たせるよう、保健・医療・福祉の中での看護の位置づけ、役割を自覚できる。
3. 主体的に研究を継続する態度を養う。

## 期待される卒業生像（ディプロマポリシー）

1. 人間を尊い存在として幅広く理解する能力を身につけることができる。
2. 対象に関心を持ち、良好な人間関係を築くことができる。
3. 科学的根拠に基づき、安全安楽な看護を実践することができる。
4. 社会の変化に目を向け、地域で暮らす人々への支援を行うことができる。
5. 看護への関心を高め、探求心を持ち続けることができる。

1 学年到達目標の評価

期生 番 氏名

1. 健康的な生活習慣を確立する。

- ①毎日3食の食事をきちんと摂取できる。(10月 A B C )(3月 A B C )
- ②自分の健康に関心をもち定期的に運動を行うことができる。(10月 A B C )(3月 A B C )
- ③毎日規則的に睡眠をとることができる。(10月 A B C )(3月 A B C )
- ④提出物の期限を守ることができる。(10月 A B C )(3月 A B C )

	A	B	C
①	自分の体調を把握し、毎日規則的に食事を摂取することができる	週に3~4日、規則的に食事を摂取することができる	規則的な食事がほとんど摂取できていない
②	自分の体調を把握し、毎日規則的に運動をすることができる	週に3~4日、規則的に運動をすることができる	規則的な運動をほとんどすることができていない
③	自分の体調を把握し、毎日規則的に睡眠をとることができる	週に3~4日、規則的に睡眠をとることができる	ほぼ規則的な睡眠をとることができていない
④	提出物の期限や学内のルールを守ることができる(100~80%)	提出物の期限や学内のルールを概ね守ることができる(79~50%)	提出物の期限や学内のルールを守ることができないことが多い(49%以下)

10月

3月

4. 看護概念及び基礎的看護技術を習得する。

- ①看護の定義・対象・目的・機能を述べることができる。(10月 A B C )(3月 A B C )
- ②既習の技術については、根拠を理解した上で自信をもってできる。(10月 A B C )(3月 A B C )
- ③観察力を養いながら、患者の基本的ニーズを把握できる。(10月 A B C )(3月 A B C )
- ④自分がめざす看護師像を述べることができる。(10月 A B C )(3月 A B C )

	A	B	C
①	看護に関心をもち、看護の定義・対象・目的・機能を表現することができる(年度末レポート)	看護に関心があり、看護の定義・対象・目的・機能を自信はなげ表現することができる	看護に関心を持つことができず、看護の定義・対象・目的・機能について表現することができない
②	学習した看護技術について、根拠を理解し自信をもってできる	学習した看護技術について概ね根拠を理解し、自信はなげ実施できる	学習した看護技術について根拠を理解し、自信をもって行うことができない
③	S・O情報と基本的ニーズの14項目を認識して観察することができる。また、指導を受けると根拠をもってニーズを分析・解釈することができる(基礎看護学実習I-2 評価内容1, 2合計 20~18点)	S・O情報と基本的ニーズの14項目を概ね認識して観察することができる。しかし、指導を受けてもニーズの追加ができず、根拠をもって分析・解釈することが不足している(基礎看護学実習I-2 評価内容1, 2合計 17~12点)	S・O情報と基本的ニーズの14項目を認識して観察することができない。また、指導を受けても根拠をもってニーズを分析・解釈することができない(基礎看護学実習I-2 評価内容1, 2合計(11点以下))
④	自分の目指す看護師像を明確にし、表現することができる	自分の目指す看護師像について関心はあるが、表現できない	自分の目指す看護師像について関心がなく、表現できない

10月

3月

2. 問題意識をもって物事を考えられる。

- ①学習体験を通して自己の課題を明らかにし、解決するための行動ができる。(10月 A B C )(3月 A B C )
- ②相手の意見や考えを聞き入れると共にその意見に対しての自己の意見を持つ。(10月 A B C )(3月 A B C )

	A	B	C
①	自己の課題を明らかにし、問題を解決するために行動することができる	学習体験を通して自己の課題は明らかにすることはできるが、行動化までには至らない	自己の課題を明らかにすることができない
②	グループワークなどで相手の意見や考えを聞き、自己の意見を持ち、表現することができる	グループワークなどで相手の意見や考えを聞き、自己の意見を持つことはできるが、表現するには至らない	グループワークなどで相手の意見をよく聞くことができず、自己の意見を持つことができない。

10月

3月

3. 自主的に学ぶ姿勢と感性を養う。

- ①学習を毎日の習慣とすることが出来、自己学習・講義の予習・復習ができる(10月 A B C )(3月 A B C )
- ②クラス全体の状況に配慮しながら進んでクラスの役割を行うことができる。(10月 A B C )(3月 A B C )
- ③自己の感性を高めるための行動ができる。(10月 A B C )(3月 A B C )

	A	B	C
①	ほぼ毎日講義の予習や復習をし、学習の習慣化ができる	講義の予習や復習を週3~4日は行っている	予習や復習をせず、学習の習慣化がされていない
②	クラス全体の状況に配慮し、進んでクラスの役割やボランティア活動に参加することができる	自ら進んでではないが、概ねクラスの役割やボランティア活動に参加はしている	クラスの運営やボランティア活動に自主的には参加していない
③	感性を高める意識が高く、課外活動に積極的に参加している(アルバイト・読書や映画など)		物事に関心がなく、課外活動に参加していない

10月

3月

5. 研究の基礎を学ぶ。

- ① 研究的態度を養い、研究論文の構成と研究方法の基礎について理解することができる。(3月 A B C )
- ② 文献検索とクリティークの方法を身につけることができる。(3月 A B C )

	A	B	C
①	研究的態度を意識し、研究論文の構成と研究方法の基礎について理解することができる	研究的態度を意識することができ、研究論文の構成と研究方法の基礎について概ね理解することができる	研究的態度が意識できず、研究論文の構成と研究方法の基礎について理解することができない
②	文献検索とクリティークの方法を理解し、実際に行うことができる	文献検索とクリティークの方法を概ね理解しているが、実際に行うことができない	文献検索とクリティークの方法が理解できず、実際に行うことができない

3月

全体を通しての自己評価(2学年に向けて)

今後に向けて(教員より)



### 3学年到達目標の評価

期生 番 氏名 \_\_\_\_\_

1. 自己の看護観を明らかにし、看護者としての姿勢を確立する。

①既習の知識と看護実践を統合し、自己の看護観を述べることができる。(10月:面接 3月:レポート)

(10月 A B C )(3月 A B C )

②学習体験を通して、自己の課題を明らかにし、解決するための行動ができる。

(10月 A B C )(3月 A B C )

③看護専門職者として対象の尊厳と権利を尊重し、価値観や習慣、信念に配慮した倫理的行動ができる。

(10月 A B C )(3月 A B C )

	A	B	C
①	既習の知識や経験から看護観について意識し、自己の看護観を述べることができる	看護観について意識はしているが、明確に自己の看護観を述べることができない	看護観について意識しておらず、自己の看護観を述べることができない
②	自己の課題を明らかにし、問題を解決するために行動することができる	学習体験を通して自己の課題は明らかにすることはできるが、行動化までには至らない	自己の課題を明らかにできず、解決するための行動化ができない
③	相手の状況や価値観をよく理解し、倫理的行動ができる	相手の状況や価値観を理解するのが不十分で倫理的行動にやや欠ける	相手の状況や価値観を理解できず、倫理的行動ができない

10月

3月

2. 看護の責任を果たせるよう、保健・医療・福祉の中での看護の位置づけ、役割を自覚できる。

①社会の動向や保健医療福祉にかかわる社会のニーズを見極められる看護の在り方について述べることができる。

(10月 A B C )(3月 A B C )

②退院支援に関わり、保健医療福祉システムについて説明できる。

(10月 A B C )(3月 A B C )

③退院支援に関わり、保健医療福祉システムの中での看護の役割を説明できる。

(10月 A B C )(3月 A B C )

	A	B	C
①	実習記録やカンファレンスなどで社会の動向や保健医療福祉にかかわる社会のニーズを捉えた看護について述べることができる	実習記録やカンファレンスなどで社会の動向や保健医療福祉にかかわる社会のニーズを捉えた看護について十分に説明することができない	実習記録やカンファレンスなどで社会の動向や保健医療福祉にかかわる社会のニーズを捉えた看護について述べることができない

全体を通しての自己評価

全体を通して教員より

②	実習記録やカンファレンスなどで保健医療福祉システムについて説明することができる	実習記録やカンファレンスなどで保健医療福祉システムについて十分な説明ができない	実習記録やカンファレンスなどで保健医療福祉システムについて説明ができない
③	実習記録やカンファレンスなどで保健医療福祉システムの中での看護の役割を説明することができる	実習記録やカンファレンスなどで保健医療福祉システムの中での看護の役割を十分に説明することができない	実習記録やカンファレンスなどで保健医療福祉システムの中での看護の役割を説明することができない

10月

3月

3. 主体的に研究を継続する態度を養う。

①看護における課題や疑問の解決に向けた文献検索と情報収集ができる。

(10月 A B C )(3月 A B C )

②研究課程の手順に沿って計画的に研究に取り込むことができる。

(10月 A B C )(3月 A B C )

③自己の研究を振り返り、研究成果を看護実践に活用する必要性について述べることができる。

(10月 A B C )(3月 A B C )

	A	B	C
①	看護研究の課題や疑問に対する文献検索や情報収集を自ら効果的に行うことができる	看護研究の課題や疑問に対する文献検索や情報収集が、教員の手助けを受け、効果的に行うことができる	看護研究の課題や疑問に対する文献検索や情報収集が効果的に行うことができない
②	看護研究に対して、自ら計画的に概ね取り組むことができる	看護研究に対して、教員の手助けを受け、概ね取り組むことができる	看護研究に対して、教員に促されても計画的に取り組むことができない
③	10月：看護研究の動機や意義が明確に述べることができる 3月：看護研究を終えて、レポートの中で研究成果を看護実践に活用する必要性について述べることができる	10月：看護研究の動機や意義が十分に述べることができない 3月：看護研究を終えて、レポートの中で研究成果を看護実践に活用する必要性について十分に述べることができない	10月：看護研究の動機や意義が明確ではなく、述べることができない 3月：看護研究を終えて、レポートの中で研究成果を看護実践に活用する必要性について述べることができない

10月

3月

# 主 要 概 念

	概 念
人 間	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身体的、精神的、社会的に統合された存在である。</li> <li>2. 人間は、自然環境及び社会環境との相互作用のなかで生活し、絶えず変化している存在である。</li> <li>3. 人間は成長発達し続ける存在である。</li> <li>4. 人間は、感情、理性、思考能力をもち、様々なニーズを充足しながら行動している。</li> <li>5. 人間は尊厳を有する存在である。</li> </ol>
環 境	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境とは人間を取り巻くすべてを指し、社会的環境、自然的環境、文化的環境に大きく分ける。</li> <li>2. 環境は人間と相互作用し合って、人間の健康に影響を与えている。</li> </ol>
健 康	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康とは身体的、精神的、社会的にバランスがとれている状態であり、自分の能力を最大限に発揮できる状態である。</li> <li>2. 健康は個体要因と環境的要因との相互作用により成り立ち、常に流動的に変化する。</li> <li>3. 健康は個別的なものであり、自らの責任によって作りだされるものであると同時に、社会システムとして保障されなければならない。</li> </ol>
看 護	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 看護は人間を対象として、対象との相互関係によって成り立つ。</li> <li>2. 看護は個々の健康の保持、増進、健康の回復（安らかな死）を目的とし、基本的ニーズの充足、自立（セルフケア）への援助を行う。</li> <li>3. 看護は対象の健康上の問題を判断し、個別に解決していくプロセスである。</li> <li>4. 看護はヒューマニズムにもとづく実践の科学であり、アートである。</li> <li>5. 看護は保健、医療、福祉チームの一員としての独自の機能と役割を担うものである。</li> <li>6. 看護は社会変動のニーズに対応するものである。</li> </ol>
学 習	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学習とは、学習者が主体的に経験を生かし、自己成長していく過程であり、内発的動機づけで促進されるものである。</li> <li>2. 教育とは、学習者が自己成長できるよう、個人の成長、発達の潜在能力を最大限に引き出すよう、学習環境を整えることである。</li> <li>3. 学習者と教育者はともに影響し合い向上する。</li> <li>4. 学習者は、専門職として将来にわたって自己啓発に努める責任がある。</li> </ol>



# カリキュラムツリー

1.人間を尊い存在として  
幅広く理解する能力を身  
につけることができる。

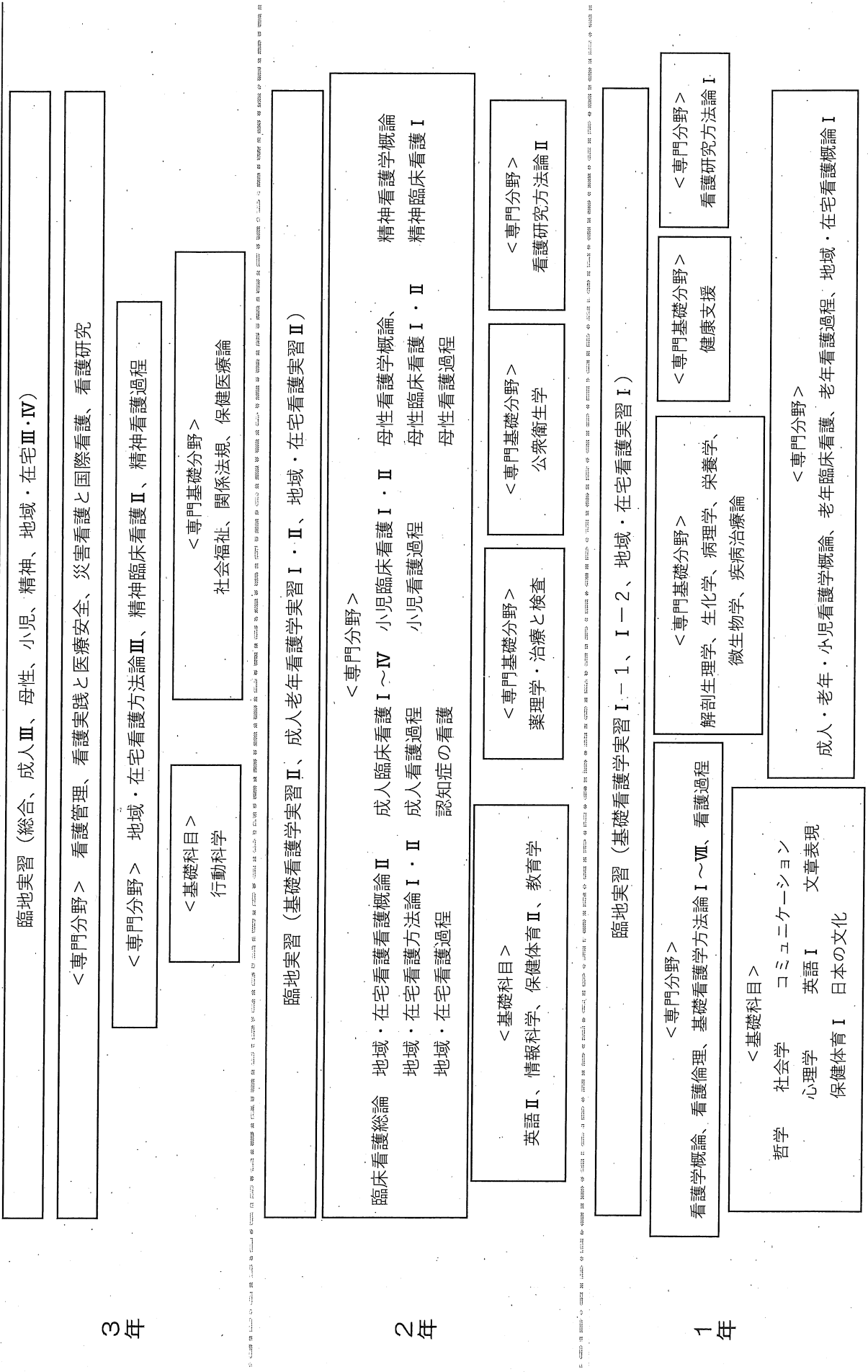
2.対象に関心を持ち、良  
好な人間を築くことがで  
きる。

3.科学的根拠に基づき、  
安全安楽な看護を実践す  
ることができる。

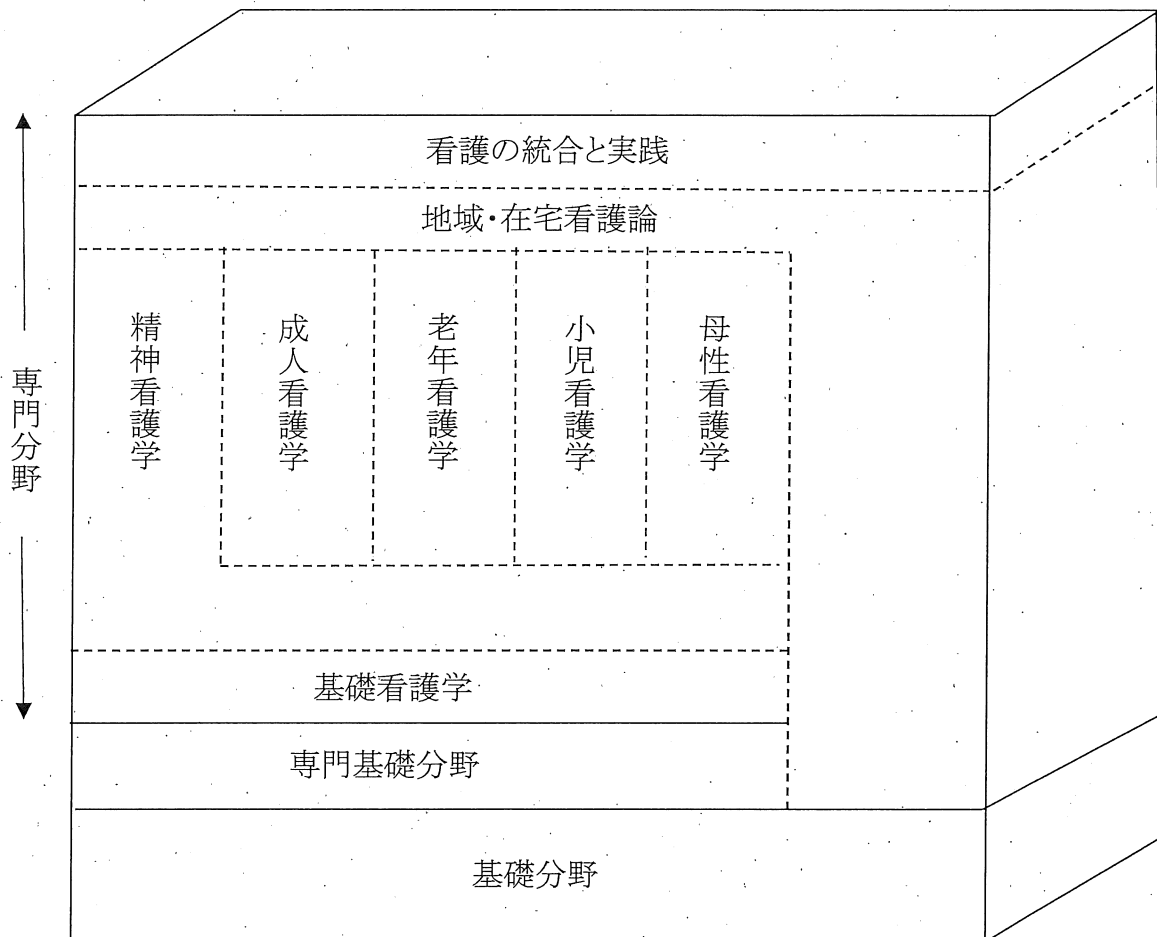
4.社会の変化に目を向け、  
地域に暮らす人々への支  
援を行うことができる。

5.看護への関心を高め、  
探求心を持ち続けること  
ができる。

DP



# 看護教育課程の構造図



基礎分野は、幅広いものの見方、考え方、そして看護職に必要な人間の理解につながる分野であり、専門基礎分野、専門分野の基礎として土台に位置付けた。

専門基礎分野は、看護を学ぶ上での基礎となるため次の段階の土台と考えた。

看護学の基盤を基礎看護学とし、各看護学に共通した要素として精神看護学をおき、小児・母性・成人・老年看護学を並立させ、それぞれ関連しあっていることを表現している。地域・在宅看護論は、各看護学、更に社会支援とのかかわりも深く専門基礎分野と関係していることを表している。

上部に看護の統合と実践をおき、これまで学んできた知識・技術を統合した看護を実践することを表現している。